

○中空知衛生施設組合事務局組織規則

〔昭和56年10月1日〕
規 則 第1号

(目的)

第1条 この規則は、中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）の組合長の権限に属する事務の管理及び執行について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 組合長は、その権限に属する事務を所掌させるため組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(職員の配置)

第3条 事務局に局長、次長、所長及び係長を置き、他に必要な職員を配置する。

(職務)

第4条 局長、次長、所長及び係長は、上司の命を受けて部下職員を指揮監督し、担当事務の進捗、整備及び処理について責任を有する。

(施行細目)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月7日規則第5号）

この規則は、平成13年12月7日から施行する。